

東浦町ごみの分別と減量をすすめる会会議録

会 議 名	平成 29 年度第 2 回東浦町ごみの分別と減量をすすめる会	
開 催 日 時	平成 29 年 10 月 10 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 00 分まで	
開 催 場 所	東浦町役場 合同委員会室	
出 席 者	推進員	水野 博隆 （森岡連絡所長） 水野 太起子 （森岡地区住民代表） 鈴木 良弘 （森岡台自治会長） 川東 美穂子 （森岡台自治会住民代表） 久米 弘 （緒川連絡所長） 村松 崇代 （緒川地区住民代表） 間瀬 宗則 （緒川新田連絡所長） 道家 信二郎 （緒川新田地区住民代表） 吉田 錠治 （東ヶ丘自治会長） 栄 与波音 （東ヶ丘自治会住民代表） 成田 賢治 （石浜連絡所長） 平林 満江 （石浜地区住民代表） 前田 明弘 （石浜中自治会長） 太田 巖 （石浜中自治会住民代表） 山田 隆 （石浜西連絡所長） 春口 郁子 （石浜西地区住民代表） 河合 辰夫 （生路地区住民代表） 田島 由美子 （藤江連絡所長） 神谷 治一 （藤江地区住民代表）
	事務局	成田 昭二 （生活経済部長） 古鷹 佳季 （環境課長） 畔上 智 （環境課課長補佐兼環境衛生係長） 片山 皓平 （環境衛生係主事） 加藤 史恵 （環境衛生係主事）
欠 席 者	推進員	杉浦 義治 （生路連絡所長）
議 題	1 東浦町家庭系ごみ減量化実施計画【修正版】（案）について 2 その他	
傍 聴 者	0 名	

事務局 開式のことば
傍聴者なしの報告
会議中の録音・写真撮影の了承の確認

事務局 あいさつ

座 長 あいさつ、議事進行

議題 1 東浦町家庭系ごみ減量化実施計画【修正版】(案)について

事務局 「計画の表紙裏」について

以前の計画では、「東浦町家庭系ごみ減量化実施計画について」と題して、本計画を策定するに至った経緯等が記載されていた。

内容を見直した結果、その記載は行政の内部事情に関するものであったため、修正版の計画では、「はじめに」と題して、本町におけるこれまでのごみ減量に関する施策やごみの減量化の必要性等を含め、本町の考え方及び今後の目標を明記した。

「1 ページ (2) ごみ処理費用の現状と課題」について

以前の計画では、処理経費の項目は委託料という表記であったが、ごみ処理事業費、資源ごみ回収事業といった、事業費ごとの表記に修正を行った。

それに伴い、東部知多衛生組合負担金以外の金額が変更となった。

なお、経費の内訳がわかりづらかったため、⑥ 合計欄及び⑦ 1 t 当たりの欄には、計算式を追加した。

この修正に伴い、計画の 2 ページ目の 1 行目の「平成 27 年度における 1 t 当たりの処理経費」の数字も変更した。

「計画の 9 ページ (2) 有料化の方法」について

以前の計画では、(2) の冒頭に、「指定ごみ袋に有料化分を上乗せする方法が適切＝排出量単純比例型」との見出しがあった。

これらは、あくまでも本町の想定であり、現段階では有料化の方法は決まっていないため、その見出しを計画上、削除した。

「計画の 10 ページ (3) 手数料の額の設定」について

以前の計画では、(3) の冒頭に、は、「指定ごみ袋の容量 10 当たり 1 円とします。」との見出しがあった。

(2) 有料化の方法と同様の理由により、その見出しを計画上削除した。

(3) 手数料の額の設定の説明文も一部、変更した。

以前の計画では、「450 の指定ごみ袋のごみ処理費用は、1 kg 当たり 27.35 円 (平成 27 年度 27,351 円 / t (表 2)) で、指定ごみ袋の大を平均重量 5.0 kg として算出すると、1 袋当たり 136.8 円の経費が使われていることから、約 3 分

の1の負担を排出者の費用負担とすると、10当たり1.01円になります。」となっていたが、次の通り変更を行った。

「本町では、20%のごみ減量をするために、図3-2-4を参考に、ごみ袋の容量に対し1円を乗じた金額を手数料として検討します。今後、近隣市町の動向も確認しながら、手数料の額を設定することとします。」

これは、ごみ減量化実施計画の目標をより明確にすること、また、金額の設定は近隣市町の動向を確認しながら、今後検討をしていく状況を踏まえてのものである。

「計画の10ページ（4）手数料の使途」について

第1回目の会議において、説明をした計画（案）には、手数料の使途について明記されていなかったため、追記をした。

今後、家庭系ごみの有料化が導入された場合、有料化に伴う手数料の収入は、ごみ処理と資源化に要する費用やごみ減量に関する施策の財源として活用していくこととする。

「計画10ページ（5）負担軽減措置」について

以前の計画では、（5）の冒頭に、「紙おむつ、ボランティア清掃ごみは対象外とします。」との見出しがあった。

（2）と（3）同様で、現段階では紙おむつやボランティア清掃ごみを有料化の対象外とすることは決まっていなかったため、見出しを計画上削除した。

「（5）負担軽減措置」について

前回の計画では、有料化の対象外と想定している、紙おむつやボランティア清掃ごみの出し方についての記載はなかったため、追記をした。

有料化を実施した場合、紙おむつは、中が見える透明または半透明のレジ袋などに入れ、袋にマジックなどで「紙おむつ」と記載したうえで、有料となる可燃ごみと区別して、直接ごみステーションへ出してもらうことを考えている。

ボランティア清掃ごみは、現在も町からごみ袋をボランティア団体へ提供しており、有料化導入後も同様の手法を継続する予定である。

布団の取扱いについては、原則として指定ごみ袋に入れることを想定している。

計画上では、袋に入らない場合は、「60cm以下にして指定ごみ袋を添えて縛ることとします」と記載されているが、現実的に布団を60cm四方に縛ることは難しいとのご意見もあるため、縛る大きさについては、今後、検討を行う。

「11ページの（8）計画の見直し」について

家庭系ごみ有料化制度の導入は、実質的に町民の負担を伴うものになる。そのため、導入後もごみの排出量の動向をふまえ、定期的な計画の見直し、併用施策の検討が必要と考える。

なお、本計画の見直しをごみ処理基本計画の見直し時期と合わせて、概ね5年に1度行うこととする。

推進員 9ページの「(2) 有料化の方法」について
2行目に「有料化分を上乗せした指定ごみ袋制とします。」との記載がある
が有料化分という意味は、手数料という意味で良いか。
また、現在のごみ袋の販売価格に手数料を上乗せするという解釈で良いか。

事務局 現在の小売店における指定ごみ袋販売価格は、指定ごみ袋の製造費と小売店の利益が含まれている。

有料化を導入した場合は、指定ごみ袋製造費とごみ処理費を合わせて、手数料として条例で定めることとなる。

1ℓあたり、1円とした場合、45ℓの袋は1枚あたり45円となる。45円という手数料の額を条例で設定して、小売店でもこの額で指定ごみ袋を販売してもらう。

なお、小売店の利益については、別にごみ袋販売委託料として、町から支払う予定である。

消費税については、小売店では現在、小売店の利益と別に消費税がかかった状態で指定ごみ袋が販売されている。

ごみ処理有料化後は、通貨勘定という扱いになり、町が1ℓあたり45円と条例で手数料を定めた場合、小売店で販売する時点で新たに消費税がかかることなく、小売店でも45円のまま販売されることとなる。

推進員 以前の計画では、20ℓのごみ袋、30ℓのごみ袋は1ℓあたり0.8円との想定があったが、修正版の計画で1ℓあたり1円とした経緯を確認したい。

事務局 前回の計画では20ℓ、30ℓの袋は1ℓあたり0.8円を想定していたが、小さい袋を購入した場合、その購入したごみ袋の容量に応じたごみの出し方をしてもらえないのではないかと想定していた。

しかし、20ℓと30ℓの指定ごみ袋を購入した場合、45ℓの指定ごみ袋を購入した場合よりも購入金額が安く、容量が50ℓとなり、ごみの減量に対する動機づけが働かなくなる可能性がある。

そのため、修正版の計画(案)では1ℓあたり1円との想定に変更した。

なお、ごみ袋の容量及び金額設定については、今後も検討を行っていく。

2 その他 小型家電製品の拠点回収について

事務局 今年度9月から小型家電製品の拠点回収を開始した。

各地区コミュニティセンター及び自治集会所にて専用ボックスで回収している。そこで回収した小型家電製品に使われている金属は、2020年の東京オリンピック、パラリンピックのメダルへ使われる予定。

9月の回収実績は、160kgとなった。

東京オリンピック、パラリンピック終了後も引き続き、小型家電製品の拠点回収を継続し資源の活用をしていく予定であるため、ご協力をお願いしたい。